

社長のためのお勉強

令和3年6月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

中小企業の M&A の優遇税制

経営資源の集約化によって生産性向上を目指す経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その計画に基づく M&A を実施した場合の税制上の特例措置（①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立）が創設されました。

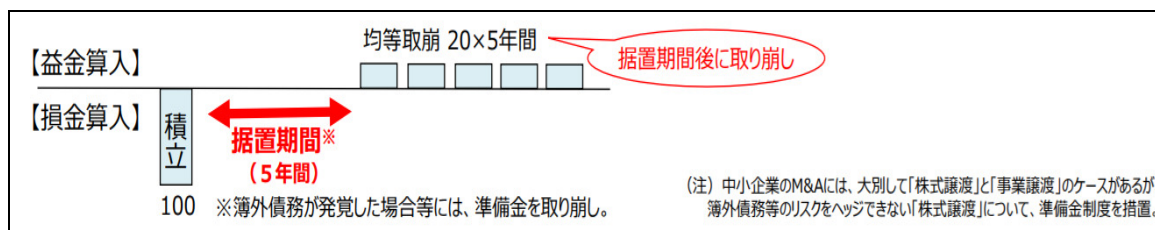
「③準備金の積立」については次の通りです。

◆内容

M&A 実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金処理をすれば、M&A 実施時に投資額の 70%以下の金額が損金算入出来ます。ただし、5年経過後に5年間で均等に取り崩し益金算入されます。つまり、課税の繰り延べにより手元キャッシュが一定期間確保できリスクに備えることが出来るという趣旨です。

◆適用要件（一部）

- ・ 令和6年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けていること
- ・ 認定を受けた計画に基づき他社の株式を取得し、取得事業年度終了日まで保有
- ・ 取得価額の70%以下を準備金として積立処理



※現時点では不明確な要件等が多々あるため、活用の際は慎重に進める必要があります。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方のご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office